

【前期第六問】

被告人(当時 64 歳)甲は、屋外喫煙所で、以前因縁を付けられ暴行を加えられたことのある A(当時 76 歳)に「ちょっと待て。話がある」と呼び掛けられ、それに応じたところ、A からいきなり殴り掛かれ、これにかわしたものの、腰付近を持たれて付近のフェンスまで押し込まれた。A がさらに甲をフェンスに押しつけながら、ひざや足で数回けったため、甲も A の身体を抱えながら足をからめたり、けり返したりし、さらにその顔面を 1 回殴打したところ、A はその場にあったアルミ製灰皿を甲に投げつけたが、その反動で体勢を崩したため、甲が A の顔面を右手で殴打したところ、A は頭部から落ちるように転倒し、後頭部を地面に打ち付け、仰向けに倒れたまま動かなくなった(第 1 暴行)。

しかし、甲は憤激の余り、意識を失ったように動かなくなって倒れている A に対し、その状況を十分認識しながら、「おれを甘く見ているな。おれに勝てるつもりでいるのか」などと言い、その腹部等を足げにしたり、足で踏み付けたりし、さらに、腹部にひざをぶつける(右ひざを曲げて、ひざ頭を落とすという態様)などの暴行を加え(第 2 暴行)、A に傷害を負わせ、A は付近の病院に救急車で搬送されたが、6 時間余り後に、クモ膜下出血により死亡した。なお、この死因となる傷害は第 1 暴行によって生じたものであった。

甲の罪責を述べよ。

参考判例:最高裁平成 20 年 6 月 25 日第一小法廷決定